

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名		横浜植物防疫所札幌支所函館出張所		
部署の業務内容		函館港及び函館空港に輸入される貨物、携帯品の植物類の検査、消毒の為に必要な施設の指定、消毒時における危害防止及び病害虫の調査研究業務		
項 目		対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要	
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	○消費者、生産者、輸入者、旅行者等から照会があった際には、丁寧、誠実、親切的に対応するよう心がけるとともに、対応振りは必ずメモに残す(管内出張所長会議や月例会で指示)。その後、植物防疫所の「問合せ管理システム」に登録し、植物防疫所の全職員が随時閲覧できるようにして、同様の照会等には迅速・的確に対応が可能。・照会者からお礼の返事(メール等)をいただいていることから、一定の評価を得ているものと考えているが、さらに丁寧、誠実、親切的に対応するよう心がけることとしている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	○苦情、要請等に対しては、内容を良く聞いた上で所内で対応方針を決定し、適切に対応できていると考えている。これまで対応に時間を要した事例はあるが、放置したり、不誠実との批判を受けた事例はない。 ○疑義情報等については、対応マニュアルを作成(21.3.11)し、これに沿って対応。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	○植物検疫の目的、制度、規制の内容、また、植物検疫の検査結果等については、植物防疫所のホームページにより周知するとともに、植物検疫に対する理解を深めるため、携帯品検査時にパンフレット、リーフレットを配布。これらの広報活動を通じて輸入禁止品などの持ち込みを回避。 ○植物防疫所のホームページ等で植物検疫に関する国民からの意見を収集しており、また、制度改正時には規制の対象となる関係者に対し説明会等を開催し、意見交換を行っている。 ○説明会や意見交換会等において出された意見について、放置したり、不誠実との批判を受けた事例はない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	

	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	○植物検疫業務は農業生産の安全及び助長を図ることを目的として、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、まん延を防止する業務を行っていることから、特に農業の振興と消費者の利益が一致しないという認識には立っていない。○植物検疫という行政措置が、個々の場面においては生産者、消費者、輸入者に対し、異なる利害を及ぼす可能性があることを意識して業務を行うよう心がけている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
項 目			対応は十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	○輸入検査で不合格となった植物のくん蒸
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	○不断から業務の見直し・改善（例えば、10月植物検疫強化月間では、業務点検シートを基に業務のチェックを実施）を行っていたが、必ずしも十分とはいえないことから「植物防疫所業務監査実施要領」（20.11.21消費安全局長）を定め来年度から実施。 ○不合格となった植物のくん蒸に当たっては、農薬取締法で認められている薬剤を定められた使用上の基準を遵守し使用。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	○検査の場所や周囲の状況によっては、検査時に異物が混入する恐れがあるため、留意。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映	該当無し		